

○犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令

平成10.10.19 鹿児島県警察本部訓令22

改正前略・・・令和5.2訓令6

犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令（昭和56年鹿児島県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う犯罪被害者等給付金支給の裁定等（以下「裁定等」という。）に関し、鹿児島県警察における事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 裁定等の事務取扱いに当たっては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「救済法」という。）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「救済規則」という。）によるほか、この訓令の定めるところによる。

（受付）

第3条 警察署長は、当該管轄区域に住所地を有する者から、規則第16条に規定する遺族給付金の支給に係る裁定の申請、規則第17条に規定する重傷病給付金の支給に係る裁定の申請又は規則第18条に規定する障害給付金の支給に係る裁定の申請（以下「申請」という。）があった場合は、これを受け付けなければならない。

2 警察署長は、救済規則第2条第1項に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請があった場合は、これを受理しなければならない。

3 警察署長は、規則第19条の規定により申請者から損害賠償を受けた旨の届出（以下「届出」という。）があった場合は受け付けなければならない。

4 前3項の規定は、県内に住所地を有する者から警務部総務課長（以下「総務課長」という。）に対し、申請又は届出があった場合について準用する。この場合において、申請又は届出を受け付けた総務課長は、その者の住所地を管轄する警察署長へこの旨を通知するものとする。

(報告)

第4条 総務課長及び警察署長は、申請又は届出を受け付けた場合は、次に掲げる書類により、直ちに、警察本部長（以下「本部長」という。）へ報告しなければならない。

(1) 申請については、規則第16条の遺族給付金支給裁定申請書、規則第17条の重傷病給付金支給裁定申請書、規則第18条の障害給付金支給裁定申請書、救済規則第2条第1項のオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（以下これらを「申請書」という。）及び当該申請書に添付すべき書類

(2) 届出については、当該書面

(受付事務等)

第5条 総務課長は、申請又は届出を受け付けた場合は、別に定めるところにより、これを登録するものとする。

2 本部長は、申請書を受け付けた場合は、その旨を公安委員会に報告するものとする。

(調査等)

第6条 総務課長は、受け付けた申請事案の事実関係について、法第13条及び救済法第8条に規定する調査等（以下「調査等」という。）を行うものとする。

(裁定申請却下)

第7条 総務課長は、前条の調査等において、申請者が協力しないため適正な裁定を行うことができないと認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案に関係書類を添付して、本部長へ報告しなければならない。

(1) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法

(2) 調査等に協力しないことについて正当な理由がないこと。

2 本部長は、前項に該当する事案があったときは、裁定申請却下案を公安委員会へ提出し、裁定申請却下の決定を受けるものとする。

(事実関係の検討)

第8条 総務課長は、裁定を受ける申請事案については、調査等により収集された資料を検討し、別に定めるところにより、給付金支給検討票（以下「検討票」という。）を作成するものとする。

(仮給付金)

第9条 総務課長は、調査等において、当該申請事案が法第12条第1項の仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした仮給付金支給決定案に当該事案について判明しているすべての事項を記入した検討票等関係書類を添付して、本部長へ報告しなければならない。

- (1) 裁定を速やかに行うことができない事情
 - (2) その他仮給付金を支給することが適当であると認められる事情
- (協議)

第10条 総務課長は、裁定を受ける申請事案を検討するときは、必要に応じて警察本部事件主管課長と協議するものとする。

(犯罪被害者等給付金支給裁定案の作成)

第11条 総務課長は、第8条に規定する検討又は前条に規定する協議の結果に基づいて犯罪被害者等給付金支給裁定案を作成し、本部長に報告しなければならない。

(裁定手続)

第12条 本部長は、前条の犯罪被害者等給付金支給裁定案を公安委員会へ提出し、その裁定を受けるものとする。

(通知)

第13条 総務課長は、規則第20条第1項及び救済規則第3条第1項の規定による裁定等の結果の通知書並びに規則第20条第2項及び救済規則第3条第2項の規定による給付金支払請求書（以下これらを「通知書等」という。）の交付に関する事務を処理するものとする。

2 総務課長は、通知書等を申請者に交付したときは、その者の住所地を管轄する警察署長へ当該通知書等の内容を通知するものとする。

(調査記録)

第14条 総務課長は、裁定等に関する他の公安委員会等からの調査依頼、照会等の受理、回答の経緯を記録するものとする。

(書類の保存)

第15条 総務課長は、その取扱いに係る裁定等に関する書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成13.9.28訓令31）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成18.4.19訓令15）

この訓令は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20.6.24訓令13）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20.12.2訓令25）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成26.3.13訓令9）

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成31.2.20訓令3）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5.2.17訓令6）

この訓令は、令和5年3月17日から施行する。